

平成27年 6月25日  
北 沢 総 合 支 所

## 世田谷区立北沢区民会館の指定管理者の選定について

平成28年4月から9月までの世田谷区立北沢区民会館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

### 1. 主旨

世田谷区立北沢区民会館の指定期間が平成28年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民会館条例に基づき、平成28年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

### 2. 指定管理制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立北沢区民会館
- (2) 所在地 世田谷区北沢二丁目8番18号
- (3) 現在の指定管理者 アクティオ株式会社
- (4) 現在の指定期間 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

### 3. 指定管理者制度適用の理由、効果

北沢区民会館では、事業者の経営手法や運営ノウハウを活用し、創意工夫を凝らしたサービスの提供や管理業務の効率化を図ってきた。

また、利用者のニーズを把握し迅速な対応等を行い区民サービスの向上が図られるため指定管理者制度を継続する。

### 4. 指定期間

6ヶ月間 (平成28年4月1日～9月30日)

北沢区民会館を含む北沢タウンホールの改修工事が予定されているため。

### 5. 指定管理者候補者の選定方法について

#### 【選定方法】

世田谷区立区民会館条例第7条第1項に定める特別の事情の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で選定方法を決定し、適格性の審査を行う。

#### 【理由】

北沢区民会館は、北沢総合支所(地域振興課・街づくり課)と保健福祉三課の一体化及び中長期保全計画に基づく改修工事のため、平成28年10月から工事期間中閉館する。

そのため、次期指定管理期間は6ヶ月程度となり、この短期間で新たな事業者が指定管理制度の効果を上げることは困難なため、現在の指定管理者から6ヶ月間の事業計画書等の提出を受け、審査を行う。

## 6. 審査体制

### (1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置する。

### (2) 選定委員会の所掌及び構成

「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否を審議するほか、候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員 5 名と、区職員 2 名とする。

## 7. 選定基準

世田谷区立区民会館条例第 7 条第 3 項に定める選定規準に基づき選定を行う。

- (1) 区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。
- (3) 区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

## 8. 今後のスケジュール

平成 27 年	6 月 29 日	選定委員会（選定方法）
	7 月 10 日(14 日)	選定委員会（選定結果）
	7 月 27 日	庁議準備会（選定結果報告）
	8 月 11 日	政策会議（選定結果報告）
	9 月	区民生活常任委員会報告（選定結果） 第 3 回区議会定例会 （指定管理者、指定期間等の提案）
平成 28 年	4 月 1 日	次期指定管理者による管理の開始
平成 29 年度		平成 30 年 4 月からの指定管理者の公募（予定）